

# 17 刑法における主な罪名・法定刑、事件区分及び人員

少年保護事件(刑法犯)の非行別・終局決定別既済人員(終局処分時18歳・19歳, 令和元年12月～令和2年2月)

罪名	条文	法定刑	強制検察官送致対象事件	裁判員裁判対象事件	法定合議事件	長期1年以上の懲役・禁錮に当たる事件	長期10年以上の懲役・禁錮に当たる事件	長期3年以上の懲役・禁錮に当たる事件	長期3年以上の懲役・禁錮に当たる事件	人員			
										総数	検察官へ送致(刑事処分相当)	保護観察	少年院へ送致
ガス等漏出致死	118条2項	3年以上の有期懲役	○	○	○	○	○	○	○				
住家妨害致死	124条2項	3年以上の有期懲役	○	○	○	○	○	○	○				
汽船船撞等致死	126条3項	死刑、無期懲役	○	○	○	○	○	○	○				
陸上危険による汽船船撞等致死	127条	死刑、無期懲役	○	○	○	○	○	○	○				
浄水汚染等致死	145条	3年以上の有期懲役	○	○	○	○	○	○	○				
水運荷物等漏入致死	146条後段	死刑、無期・5年以上の懲役	○	○	○	○	○	○	○				
強制わいせつ等致死	181条1項	無期・3年以上の懲役	○	○	○	○	○	○	○				
強制性交等致死	181条2項	無期・6年以上の懲役	○	○	○	○	○	○	○				
特別公務員職権濫用等致死	195条	3年以上の有期懲役	○	○	○	○	○	○	○				
殺人	199条	死刑、無期・5年以上の懲役	○	○	○	○	○	○	○	3	3		
傷害致死	205条	3年以上の有期懲役	○	○	○	○	○	○	○				
不同意強姦致死	216条	3年以上の有期懲役	○	○	○	○	○	○	○				
遺棄等致死	210条	3年以上の有期懲役	○	○	○	○	○	○	○				
遺棄等致死	221条	3年以上の有期懲役	○	○	○	○	○	○	○				
強盗致死	240条後段	死刑、無期懲役	○	○	○	○	○	○	○				
強盗・強制性交等致死	241条3項	死刑、無期懲役	○	○	○	○	○	○	○				
建造物等損壊致死	260条後段	3年以上の有期懲役	○	○	○	○	○	○	○				
自殺幇助及び同老殺人	202条	6月以上7年以下の懲役・禁錮	○	○	○	○	○	○	○				
同意強姦致死	213条後段	3月以上5年以下の懲役	○	○	○	○	○	○	○				
業務上強姦致死	214条後段	6月以上7年以下の懲役	○	○	○	○	○	○	○				
外患誘致	91条	死刑		○	○	○	○	○	○				
外患援助	92条	死刑、無期・2年以上の懲役		○	○	○	○	○	○				
現住建造物等放火	108条	死刑、無期・5年以上の懲役		○	○	○	○	○	○	1		1	
激発物研製	117条1項前段	死刑、無期・5年以上の懲役		○	○	○	○	○	○				
現住建造物等爆発	119条	死刑、無期・3年以上の懲役		○	○	○	○	○	○				
汽船船撞等	126条1項・2項	無期・3年以上の懲役		○	○	○	○	○	○				
陸上危険による汽船船撞等	127条	無期・3年以上の懲役		○	○	○	○	○	○				
運賃偽造及び行便等	148条	無期・3年以上の懲役		○	○	○	○	○	○				
認員偽造等	154条	無期・3年以上の懲役		○	○	○	○	○	○				
虚偽証書作成	156条	無期・3年以上の懲役		○	○	○	○	○	○				
偽造証書行使	158条1項	無期・3年以上の懲役		○	○	○	○	○	○				
強制わいせつ等強制	181条1項	無期・3年以上の懲役		○	○	○	○	○	○	1		1	
強制性交等強制	181条2項	無期・6年以上の懲役		○	○	○	○	○	○	1		1	
身の代金目的強取等	225条の2	無期・3年以上の懲役		○	○	○	○	○	○				
強盗致傷	240条前段	無期・6年以上の懲役		○	○	○	○	○	○	10	1	3	6
強盗・強制性交等	241条1項	無期・7年以上の懲役		○	○	○	○	○	○				
住家危険	125条	2年以上の有期懲役			○	○	○	○	○				
強制性交等	177条	5年以上の有期懲役			○	○	○	○	○	16		6	4
建造物等以外放火	110条1項	1年以上10年以下の懲役		○	○	○	○	○	○				
有印公文書偽造	155条1項	1年以上10年以下の懲役			○	○	○	○	○	3		1	
有印公文書変造	155条2項	1年以上10年以下の懲役			○	○	○	○	○	1			
偽造公文書行使	158条	1年以上10年以下の懲役			○	○	○	○	○	1	1		
強盗	236条	5年以上の有期懲役				○	○	○	○	14		4	10
事後強盗	239条	5年以上の有期懲役				○	○	○	○				
強盗強盗	239条	5年以上の有期懲役				○	○	○	○	1		1	
偽造	204条	15年以下の懲役、50万円以下の罰金					○	○	○	221	2	102	39
遺失等致傷	221条	3月以上15年以下の懲役					○	○	○	2	1		1
有印私文書偽造・同行使	159条1項・159条2項	3月以上5年以下の懲役						○	○	1			
私電伝的記録不正作出・同共用	161条の2	5年以下の懲役、50万円以下の罰金						○	○	4			
有価証券偽造・同行使	162条・163条	3月以上10年以下の懲役						○	○	1		1	
支払カード等偽造記録不正作出等	163条の2	10年以下の懲役、100万円以下の罰金						○	○				
虚偽告訴等	172条	3月以上10年以下の懲役						○	○				
強制わいせつ	176条	6月以上10年以下の懲役						○	○	31	1	25	2
準強制わいせつ	178条1項	6月以上10年以下の懲役						○	○	1		1	
業務上過失致死傷等	211条	5年以下の懲役・禁錮、100万円以下の罰金						○	○	3		1	
保護責任者遺棄等	218条	3月以上5年以下の懲役						○	○	2		2	
逮捕及び監禁	220条	3月以上7年以下の懲役						○	○	6	1	1	3

本法案により「原則逆送」の対象となる罪

出典：第204回国会 法務参考資料

「少年法等の一部を改正する法律案(内閣提出第35号)」令和3年3月 衆議院調査局法務調査室より抜粋  
 令和3年4月14日(水) 衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛(立憲民主党)

## 少年法等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

## 一 特定少年の保護事件に関する特例規定の削除

特定少年の保護事件について、ぐ犯を対象から除外する規定及び家庭裁判所による保護処分の特例に関する規定の追加は、行わないものとする。

(第1条による改正後の少年法第64条及び第65条第1項関係)

## 二 人の資格に関する法令の適用の特例規定の削除

人の資格に関する法令の適用に関する規定について、特定少年のとき犯した罪により刑に処せられた者を適用除外とする規定の追加は、行わないものとする。

(第1条による改正後の少年法第67条第6項関係)

## 三 記事等の掲載の禁止の特例規定の削除

記事等の掲載の禁止に関する規定について、特定少年のとき犯した罪により公訴を提起された場合における記事又は写真を適用除外とする規定の追加は、行わないものとする。

(第1条による改正後の少年法第68条関係)

## 四 被害者等についての報道等に関する規定の追加

「少年事件に関する記事等の出版物への掲載に当たっては、被害者等の名誉又は生活の平穏が害されることのないよう十分配慮されなければならない」旨の規定を設けること。

(少年法第61条新第2項関係)

## 五 その他

その他所要の規定を整備すること。